

1. 件名：福島第一原子力発電所における環境線量低減対策に係る面談

2. 日時：令和2年11月24日（火）13：30～14：45

3. 場所：原子力規制庁18階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

澁谷企画調査官、宇野課長補佐、高松専門職、横山係長、長崎技術参与

東京電力ホールディングス株式会社（テレビ会議システムによる出席）

福島第一廃炉推進カンパニー 担当3名

5. 要旨：

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）より、福島第一原子力発電所における環境線量低減対策について、資料に基づき主に以下の報告があった。
 - タービン建屋東側における地下水濃度について
 - ✓ 降雨の影響により一時的な変動があるものの、横ばい傾向であること。
 - 原子炉建屋からの追加的放出量の評価結果について
 - ✓ 放出による被ばく線量は、年間 $0.07\mu\text{Sv}$ 未満であり、年間 $30\mu\text{Sv}$ と比べて十分小さく、先月の結果と比較しても大きな変化がないこと。
 - 3号タービン屋上部雨水対策工事における顔面汚染について
 - ✓ 2020年8月18日に発生した本事象の内容、原因及び対策についての説明
- 原子力規制庁は、東京電力に対して上記内容を確認し、3号タービン屋上部雨水対策工事における顔面汚染の報告について、以下の指摘を行った。
 - 今回の事象を受け追加した事項が記載されている「放射線基本マニュアル」及び「放射線管理仕様書」等について提示すること。
 - 全面マスク及び半面マスクの装着については汚染エリアの区分けが重要な要素となるため、面談資料にある重汚染エリアについて詳しく説明すること。
 - タービン建屋屋上については、空気中ダスト濃度が下がってきたことから東京電力放射線管理部門において作業状況に応じて半面マスクでの作業を可とする運用に切り替えたと聞いている。今後本件の是正処置を行う際には、東京電力が行った半面マスク作業のリスク管理や半面マスク作業の判断基準の妥当性を含めて検証し、原因究明・再発防止策につなげていくこと。
 - タービン建屋東側における地下水及び海水中の放射性物質濃度の状況については、上昇傾向がある箇所では期間を短くして示すなどして、詳しく説明すること。また、港湾外の海水にセシウムがまれに検出されるときがあるが、想定原因などがあるときには概要や表に記載することを検討すること。

6. その他

資料：

- 環境線量低減対策スケジュール
- タービン建屋東側における地下水及び海水中の放射性物質濃度の状況について
- 1～4号機原子炉建屋からの追加的放出量の評価結果（2020年10月）
- 別紙 1～4号機原子炉建屋からの追加的放出量評価結果 2020年10月
評価分（詳細データ）
- 3号タービン屋上部雨水対策工事における顔面汚染について

以上